


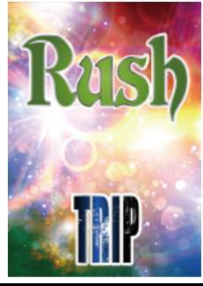














知事監視製品 (令和2年8月26日石川県告示第291号)

1 知事監視製品を特定できる情報

<p>1</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「ECSTASY SEX I」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>	<p>2</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「ECSTASY SEX II」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>	<p>3</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「ECSTASY SEX β beta」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>	<p>4</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「ECSTASY SEX γ gamma」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>
			
<p>5</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「Crystal SPEED α アルファ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>	<p>6</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「Crystal SPEED β ベータ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>	<p>7</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「FLASH」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>	<p>8</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「FLASH 2」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>
			
<p>9</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「LOVE SEX 1」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>	<p>10</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「ECSTASY HYPER」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>	<p>11</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「Speed Rush α アルファ」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの</p>	<p>12</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「Speed Rush β ベータ」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの</p>
			
<p>13</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「XXX MAGIC 1」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの</p>	<p>14</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「XXX MAGIC 2」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの</p>	<p>15</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「XXX MAGIC 3」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの</p>	<p>16</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「Speed Ice γ」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの</p>
			

17	18	19	20
次の写真に示すとおり、被包に「Speed Ice $\beta$ 」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの	次の写真に示すとおり、被包に「Speed Ice $\alpha$ 」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの	次の写真に示すとおり、被包に「SEX art」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの	次の写真に示すとおり、被包に「Rush TRIP」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
			
21	22	23	24
次の写真に示すとおり、被包に「CHEMICAL I」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの	次の写真に示すとおり、被包に「CHEMICAL II」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの	次の写真に示すとおり、被包に「CHEMICAL III」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの	次の写真に示すとおり、被包に「CHEMICAL IV」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
			
25	26	27	28
次の写真に示すとおり、被包に「CHEMICAL V」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの	次の写真に示すとおり、被包に「CHEMICAL VI」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの	次の写真に示すとおり、被包に「CHEMICAL $\alpha$ 」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの	次の写真に示すとおり、被包に「CHEMICAL $\beta$ 」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
			
29	30	31	32
次の写真に示すとおり、被包に「CHEMICAL $\gamma$ 」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの	次の写真に示すとおり、被包に「CHEMICAL $\delta$ 」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの	次の写真に示すとおり、被包に「CHEMICAL A」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの	次の写真に示すとおり、被包に「CHEMICAL D」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
			

<p>33</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「CHEMICAL E」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの</p>	<p>34</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「CHEMICAL K」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの</p>	<p>35</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「JUNGLE KING」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの</p>	<p>36</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「PINK PASSION」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの</p>
			
<p>37</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「HOT Sex」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの</p>	<p>38</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「LOVE ECSTASY」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの</p>	<p>39</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「Max Ecstasy」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの</p>	<p>40</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「sex on the beach」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>
			
<p>41</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「wet summer」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>	<p>42</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「GEX」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>	<p>43</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「Lesbian XXX」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>	<p>44</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「5-MeO-DMT Ex」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>
			
<p>45</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「HARD BOILED 3」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>	<p>46</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「濃厚マソヒスト」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>	<p>47</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「sexy night」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>	<p>48</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「隆圧ラッシュ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>
			

<p>49</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「ORAL SEX」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>	<p>50</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「肉便器2」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>	<p>51</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「BEARS XXX」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>	<p>52</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「淫乱ケツマンコ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>
			
<p>53</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「悶絶メスイキ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>	<p>54</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「ドライオーガズム」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>	<p>55</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「アナニー・スプラッシュ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>	<p>56</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「ギメ野獣」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>
			
<p>57</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「FLASH BACK」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p> 			

2 指定の理由

条例第2条第1項第7号に掲げる薬物含有のおそれがある製品であって、吸入等の方法により身体に使用されるおそれがあるものであるため

3 施行期日

令和2年8月27日